

令和7年度鳥取市木質バイオマス熱電併給設備導入に向けた計画策定支援業務仕様書

1 業務名

令和7年度鳥取市木質バイオマス熱電併給導入に向けた計画策定支援業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

3 業務概要

本市は、令和3年2月に「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）導入拡大による脱炭素社会の実現とエネルギーの地産地消による地域経済の活性化に取り組んでいる。令和5年4月には、環境省の「脱炭素先行地域（第3回）」に選定され、地域脱炭素と中山間地域の持続・再生モデルの構築に取り組んでいる。

鳥取市脱炭素先行地域計画では、鳥取市佐治町の地域資源である豊かな森林資源を生かしたエネルギーの地産地消を図り、地域脱炭素の実現と林業・農業の振興を目指すこととしており、木質バイオマス熱電併給設備（以下「本設備」という。）の導入と、本設備から供給される再エネ由来の電力・熱を活用した次世代型施設園芸による温室効果ガスの排出削減に取り組み、加温が必要な冬期間も含めた通年での持続可能な脱炭素型農業経営モデルの構築を目指している。

本業務では、鳥取市佐治町を中心とした地域における本設備によるエネルギー供給事業化を実現するため、木質バイオマス賦存量調査やチップ供給体制、事業運営体制の検討・事業性評価等を実施し、本設備導入に向けた計画策定に必要な資料を作成することを目的とする。

なお、本設備導入にあたっては、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を活用することから、令和10年度末までに本設備導入が完了することを十分に考慮し、調査を行うものとする。

4 業務内容

木質バイオマス熱電併給導入に向けた計画策定に必要な調査項目は、次のとおりとする。

- (1) 本設備の安定稼働を実現するための木質バイオマスの賦存量及び調達可能性の調査
 - (2) 本設備の安定稼働に必要なチップの製造コスト及びチップ供給体制に関する調査
 - (3) 次世代型園芸施設におけるスマート農業の実施も踏まえた事業候補地についての調査
 - (4) エネルギー利活用計画の検討
 - (5) 副生物の処理方法の検討
 - (6) 本設備導入の効果及び経済性（事業収支）の試算、分析、評価（次世代型園芸施設の設置を踏まえること。）
 - (7) 本設備導入に向けた関係法令の整理と必要となる対応策
 - (8) 事業実施体制（本設備導入に伴い必要となる管理内容と設備不具合時の対応体制も含めた管理体制等）の検討
 - (9) 事業のリスク評価
 - (10) 事業化の実現可能性向上に資する再エネ由来電力・熱を活用した一次産業振興に関する調査
 - (11) 報告書等の資料作成（本業務は、鳥取県「令和7年度地域資源活用エネルギー導入推進事業補助金」を活用して行うため、当該補助金活用に伴う資料作成を含む。）
 - (12) その他、事業化可能性調査に必要な項目
- 本設備導入事業期間が令和10年度末までであることを十分に考慮すること。

5 業務の進め方

- (1) 受託事業者は業務の着手に先立ち、市担当部課と協議のうえ業務工程表を提出すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、都度市担当部課と協議を行い、市担当部課の指示により業務を進め、各業務の結果については速やかに報告を行うこと。

6 再委託の禁止

受託者は、市の承認を得ないで再委託をしてはならない。

7 経理

委託業務の経理については、次のとおりとする。

- (1) 会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、委託費の使途を明らかにしておくこと。
- (2) 支出内容を証する経理書類を整備して、会計帳簿とともに業務委託の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (3) 労働者の出勤簿、賃金台帳、労働者の名簿等の書類を整備、保管すること。

8 提出書類

- (1) 着手時
 - (ア) 業務着手届
 - (イ) 業務計画表
 - (ウ) 業務体制表
- (2) 完了時
 - (ア) 成果物納入届
 - (イ) 完了届

9 成果品等の提出

- (1) 報告書 一式
- (2) 調査収集資料 一式
- (3) 電子データ（提出書類のオリジナルデータ等） 一式

※Microsoft Word2016 及びMicrosoft Excel2016 またはこれらと互換性のあるソフトにより作成し、市担当部課が別途指示する方法により提出すること。

- (4) その他、市担当部課が指示するもの

10 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足その他の処置を講ずるものとする。

11 調査等

市は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者はこれに従わなければならない。

12 合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提訴及び調停の申立については、鳥取市を管轄とする裁判所をもって合意管轄裁判所とする。

13 その他留意事項

- (1) 法令、市の条例、規則等を遵守し、市の立場に立って業務の遂行にあたること。
- (2) 本業務における成果品及び業務中に作成した資料の所有権及び著作権はすべて市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の遂行に当たり必要となる資料及びデータの提供は、妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するものとするが、業務完了後には速やかに市に返却すること。また、市が提供する資料及びデータは、市の許可なく第三者に流布してはならない。
- (4) 目的物の納入前に事故が発生したときには、その理由にかかわらず、直ちにその状況、処理対策等を市に報告し、応急措置を加えた後、書面により報告を行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の実施に当たって、市内事業者への発注に努めるものとする。
- (6) 受託者は、本業務によって知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (7) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (8) 本業務において打合せ及びヒアリング等を実施した場合は、速やかに議事録を作成し、提出すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、市と受託者が協議して定めるものとし、議事録を作成して提出すること。
- (10) 本業務完了後であっても成果品に誤り、不良箇所等が発見された場合は、速やかに受託者の責任において市の指定する期日までに修正するものとし、これに必要な経費は受託者の負担とする。
- (11) 関係諸帳簿の整備・保存
受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿類を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。

令和7年5月7日

作成 鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課スマートエネルギータウン推進室